

みなとみらい公共駐車場運営事業に係る P F I 事業者の決定について

本事業については、令和元年第2回市会定例会にて議決を経た「実施方針条例（横浜市みなとみらい公共駐車場の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例）」に基づき、令和2年2月28日に提案募集要項の公表を行い、6月19日に本市が提案者として指名した株式会社横浜国際平和会議場からの提案書を受け付けました。

この度、本市の附属機関であるP F I 事業審査委員会（横浜市民間資金等活用事業審査委員会）における審査結果を踏まえ、事業者を決定しましたので、御報告いたします。

1 事業者

株式会社横浜国際平和会議場

2 運営期間

令和3年4月1日から令和22年3月31日まで

3 運営権対価の提案額（利息及び消費税等を除く。）

1,019,619,700円（提案下限額である基準価格：926,927,000円）

4 提案概要

- (1) パシフィコ横浜との一体的な運営
大規模政府間会議や皇室の御臨席する会議でのV I Pのセキュリティ対応
- (2) 地域との連携
みなとみらい21地区内の大型駐車場や提携施設との連携強化
- (3) 新技術の導入
設備管理業務及び清掃・日常点検へのA I 技術等の導入
- (4) 環境への取組
廃棄物の100%リサイクルによる環境負荷の低減

5 P F I 事業審査委員会の評価

- (1) 総合評価点
77.5点／120点満点（選定されるための基準点：72点）

(2) 総評（抜粋）

当該提案は、パシフィコ横浜の附帯駐車場に係るものであるため、通常の駐車場運営に加え、VIPのセキュリティ対応など、業務内容が多岐に渡りますが、全体的に要求水準を上回る評価となりました。その中でも、特に評価した点として、パシフィコ横浜との一体運営に加えて、みなとみらい21地区における地域との連携や、AI技術等の導入による管理業務のコストダウン、廃棄物の見える化と100%リサイクルへの提案がなされたことを挙げるができます。

6 今後の予定

令和2年12月	運営権設定議案提出 (議決後) 実施契約の締結
令和3年3月31日	横浜市建築助成公社より本市へ引渡し
令和3年4月1日	運営開始
令和22年3月31日	事業終了

【参考1】施設概要

- 1 現所有者：公益財団法人横浜市建築助成公社（平成3年供用開始）
- 2 所在地：西区みなとみらい一丁目3番1（パシフィコ横浜の地下）
- 3 延床面積：51,051.30 m²
- 4 構造：鉄筋コンクリート造地下2階建
- 5 収容台数：自動車 1,154 台、自動二輪車 44 台

【参考2】コンセッション方式（公共施設等運営権方式）のイメージ

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を本市に残したまま、運営権を民間事業者を設定し、運営を民間事業者が行うスキーム

